

## 会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱

(平成 21 年 6 月 18 日 決裁)  
(平成 22 年 6 月 18 日 決裁)  
(平成 23 年 3 月 17 日 決裁)  
(平成 24 年 2 月 28 日 決裁)  
(平成 25 年 8 月 26 日 決裁)  
(平成 26 年 4 月 18 日 決裁)  
(平成 28 年 5 月 23 日 決裁)  
(平成 29 年 10 月 12 日 決裁)  
(平成 30 年 9 月 10 日 決裁)  
(平成 31 年 3 月 27 日 決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価方式」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象となる工事は、制限付一般競争入札により契約を締結する工事のうち、予定価格150,000,000円以上で、かつ、技術的な工夫の余地が大きい工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、総合評価方式の対象としないことができるものとする。

- (1) 災害復旧工事その他の緊急を要する工事
- (2) 入札参加資格に係る地域要件において次に掲げる業者以外も対象とする工事
  - ア 市内に所在する本社又は本店を登録する業者
  - イ 市内の支店又は営業所を登録する業者
- (3) 総合評価方式の対象工事として公告に付した工事のうち、入札者が得られず不調となった工事

(総合評価方式の型式)

第3条 総合評価方式の型式は、標準型(技術的工夫の余地が大きい工事で、安全対策、交通・環境への影響の軽減、工期の短縮等の施工上の提案、施工計画や同種工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するものをいう。)とする。

(学識経験者の意見聴取等)

第4条 市長は、次に掲げる場合には、施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴取しなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき。なお、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。
- (2) 前号の意見の聴取時において、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見があったものについて、落札者を決定しようとするとき。

2 前項に規定する学識経験を有する者として、会津若松市総合評価員(以下「評価員」という。)を置き、評価員は、次に掲げる事項により、市長が委嘱するものとする。

- (1) 評価員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- (2) 評価員の氏名及び職業は、当該契約締結後に公表するものとする。

(3) 評価員は、前項に規定する意見の聴取に際して知り得た入札契約等に関する情報については、秘密の保持をしなければならないものとする。なお、評価員を退いた後も、同様とする。

3 第1項に規定する意見の聴取については、評価員に対し意見を文書により求め、個別に聴取するものとする。

(入札公告等)

第5条 市長は、総合評価方式の対象となる工事については、入札公告及び入札説明書において次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 総合評価方式に関する評価項目及び評価基準
- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(技術評価点申請書等の提出)

第6条 入札参加希望者は、次に掲げる書類のうち、入札公告又は入札説明書に定めたものを、入札公告で定める期限までに提出するものとする。

- (1) 技術評価点申請書(第1号様式)
- (2) 企業の技術力に関する調書(第2号様式)
- (3) 配置予定技術者の技術力に関する調書(第3号様式)
- (4) 企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書(第4号様式)
- (5) 施工計画書(第5号様式)
- (6) 技術提案書(第6号様式)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める技術資料

2 入札参加希望者は、前項の規定により施工計画書及び技術提案書の提出を求められた場合、市が図面及び仕様書等により示した施工方法(以下「発注提示案」という。)と異なる施工方法の提案(以下「技術提案」という。)を行う場合にあっては技術提案書にその内容等を記載したうえで当該技術提案に基づく施工計画を、技術提案を行わない場合にあっては技術提案書に技術提案をしない旨を記載したうえで発注提示案に基づく施工計画を施工計画書に記載し提出するものとする。

3 第1項の規定により提出するよう定められた書類(以下「技術評価点申請書等」という。)の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、提出された技術評価点申請書等の返却は行わないものとする。

4 提出期限後における技術評価点申請書等の内容変更、差替え及び再提出は認めないものとする。

(技術提案等の審査)

第7条 技術評価点申請書等の審査は、次のとおり行うものとする。

- (1) 企業の技術力に関する調書、配置予定技術者の技術力に関する調書及び企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書についての審査は、総務部契約検査課が行うものとする。
- (2) 施工計画書及び技術提案書についての審査は、総務部契約検査課が取りまとめ、別表に掲げる職員を構成員として市長が設置する総合評価技術審査会(以下「技術審査会」という。)が行うものとする。

2 技術審査会は、前項第2号の審査にあたって必要があると認めるときは、入札参加者から説明を求めることができるものとする。

(総合評価の方法)

第8条 総合評価の方法は、入札参加者が提案した技術提案等の各評価項目を点数化した得点の合計(20点を上限とする。以下「加算点」という。)に、標準点である100点を加えた点数(以下「技術評価点」という。)を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

2 評価項目及び評価基準については、工事の目的及び内容により必要とされる技術的要件等に応じて設定するものとする。

(落札者の決定)

第9条 落札者は、次に掲げる要件全てに該当する者のうち、評価値が最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること(ただし、低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札の場合は、失格基準価格以上で、かつ、低入札価格調査の結果適正な施工が確保されると判断された場合に限る。)

(2) 入札参加資格要件を満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(評価内容の担保)

第10条 市と落札者との間で入札に係る工事について請負契約を締結した場合において、当該落札者が第6条第2項の規定により提案した技術提案を履行できないときは、市長は、その理由が自然災害等の不可抗力による場合を除き、落札者から契約金額の10分の1に相当する額を限度として違約金を徴するものとする。

2 市長は、落札者が第6条第3項の規定により提出した技術評価点申請書等に基づかずに工事を施工し、かつ、技術評価点申請書等に基づき再度施工させることが困難である、又は合理的でないと判断したときは、前項に規定する違約金の徴収のほか、契約金額の減額、損害賠償の請求、入札参加停止の措置及び工事成績評点の減点をすることができる。

(提案内容の取扱い)

第11条 市長は、技術提案の内容を公表しないものとする。ただし、落札者が行った技術提案について、採用した理由の説明を求められた場合には、技術提案を行った入札参加者の知的財産に関する部分を除き、当該落札者の技術提案が他の入札参加者が行った技術提案に比べ優位な点を公表することができるものとする。

2 市長は、技術提案を行った入札参加者の了承を得ることなく当該技術提案の一部のみを採用することはできないものとする。ただし、標準的な施工方法についてはこの限りではない。

(評価結果等の公表)

第12条 市長は、技術評価点、入札価格及び評価値の結果について、「会津若松市入札及び契約に係る情報公表要領」(平成20年5月30日決裁)による契約締結後に行う公表に併せて、総合評価方式入札結果(第7号様式)により公表するものとする。ただし、議会の議決に付すべき契約にあっては、仮契約締結後に公表するものとする。

(落札者とならなかった者に対する理由の説明)

第13条 落札者とならなかった者は、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により説明を求められた場合は、書面により回答を行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(会津若松市総合評価の審査結果に対する説明請求に係る審査会設置要綱の一部改正)

2 会津若松市総合評価の審査結果に対する説明請求に係る審査会設置要綱(平成21年7月1日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱」を「会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱」に改める。

(会津若松市建設工事発注基準の一部改正)

3 会津若松市建設工事発注基準(平成19年12月7日決裁)の一部を次のように改正する。

Ⅱ 発注方式の表中「会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱」を「会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱」に改める。

(会津若松市電子入札実施要領の一部改正)

4 会津若松市電子入札実施要領(平成25年8月16日決裁)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱」を「会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱」に、「総合評価方式試行要綱」を「総合評価方式実施要綱」に改め、同条第4項中「総合評価方式試行要綱」を「総合評価方式実施要綱」に改める。

(会津若松市建設工事低入札価格調査取扱要領の一部改正)

5 会津若松市建設工事低入札価格調査取扱要領(平成23年3月17日決裁)の一部を次のように改正する。

第2条中「会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱」を「会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱」に改める。

(会津若松市最低制限価格取扱要領の一部改正)

6 会津若松市最低制限価格取扱要領(平成19年12月17日決裁)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱」を「会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

総合評価技術審査会構成員

1	総務部契約検査課長	委員長
2	財務部公共施設管理課長	委員
3	農政部農林課長	委員
4	建設部花と緑の課長	委員
5	建設部区画整理課長	委員
6	建設部下水道課長	委員
7	建設部道路建設課長	委員
8	建設部道路維持課長	委員
9	建設部建築住宅課長	委員
10	水道部施設課長	委員
11	当該工事に関係する課長	委員（※）
12	学識経験者	委員（※）

※11.12.の者については、必要に応じて委員とすることができるものとする。

第1号様式（第6条関係）

## 技術評価点申請書

年 月 日

会津若松市長

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

下記工事について、次の技術評価点の算定にかかる書類に、必要資料を添えて提出します。

なお、提出する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 提出書類
  - (1) 企業の技術力に関する調書（第2号様式）
  - (2) 配置予定技術者の技術力に関する調書（第3号様式）
  - (3) 企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書（第4号様式）
  - (4) 施工計画書（第5号様式）
  - (5) 技術提案書（第6号様式）
  - (6) その他

※「4. 提出書類」について、入札公告等により提出する必要がないとされた書類については、二重線により削除すること。また、(1) から (5) までの他に入札公告等により提出を求められた書類については、「(6) その他」欄に記載のうえ、併せて提出すること。

## 企業の技術力に関する調書

○工事番号

○工事名

### 1. 工事成績

過去4年以内に、会津若松市発注の同種工事において、工事成績が70点以上の施工実績の有無（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事名			
②工種		③発注者名	
④施工場所		⑤請負代金の額	円
⑥工期	～	⑦工事成績	点
⑧工事概要			

※ 工事成績評定通知書の写しを添付すること。

### 2. 優良建設工事表彰

過去10年度以内における会津若松市発注工事での受賞実績の有無（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事名			
②工種		③発注者名	
④施工場所		⑤請負代金の額	円
⑥工期	～	⑦受賞部門	
⑧工事概要			

※ 優良建設工事表彰の写しを添付すること。

### 3. 品質管理能力

I S O 9001 の認証取得の有無  
（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

※ 認証書の写しを添付すること。

#### 4. 若手技術職員（35歳未満）の育成・確保

直近の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）における「若手の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」欄の加点の有無（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

以下、加点「有」の場合に記入すること。

「若年技術者の継続的な育成及び確保」の項目 (技術者の35歳未満の割合が15%以上)	該当 ・ 非該当
「新規若年技術職員の育成及び確保」の項目 (35歳未満の新規技術者の割合が1%以上)	該当 ・ 非該当

※ 入札公告日の直近の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写しを添付すること。

(注) 記載事項の基準日は、入札公告日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、記載にあたっては、別に示す「総合評価方式関係記載留意事項」を確認すること。



### 配置予定技術者の技術力に関する調書

○工事番号

○工事名

配置予定技術者の氏名	
生年月日	
資格	

※ 資格証の写し、恒常的な雇用関係が分かる書類を添付すること。

#### 1. 施工能力

過去10年以内における請負金額が指定金額以上の同種工事（元請）において監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績の有無（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無
-------

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事名	（ ）		
②工種		③発注者名	
④施工場所		⑤請負代金の額	円
⑥工期	～	⑦従事役職	監理技術者・主任技術者 ・現場代理人
⑧工事概要			

※ 該当工事について、コリンズ登録がなされている場合は、工事名の（ ）欄に登録番号を記載し、登録がなされていない場合は、該当工事を証明する書類を添付すること。

#### 2. 工事成績

過去10年以内に、会津若松市発注の同種工事において、工事成績点70点以上の工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての従事）の有無（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無
-------

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事名			
②工種		③発注者名	会津若松市
④施工場所		⑤請負代金の額	円

⑥工期	～	⑦工事成績	点
⑧従事役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人		
⑨工事概要			

※ 「工事成績評定通知書」及び「現場代理人等通知書」の写しを添付すること。

### 3. 優良建設工事表彰

過去における会津若松市発注工事で優良建設工事表彰を受賞した工事の工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての従事）の有無  
（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事名			
②工種		③発注者名	会津若松市
④施工場所		⑤請負代金の額	円
⑥工期	～	⑦受賞部門	
⑧従事役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人		
⑨工事概要			

※ 「優良建設工事表彰」及び「現場代理人等通知書」の写しを添付すること。

### 4. 資格保有年数

資格を保有して3年以上の経験の有無  
（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①資格名称	
②取得年月日	
③登録番号	
④保有年数	

※ 資格者証等の写しを添付すること。

（注） 記載事項の基準日は、入札公告日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、記載にあたっては、別に表示「総合評価方式関係記載留意事項」を確認すること。

## 企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書

○工事番号

○工事名

### 1. 障がい者雇用の実績

該当するものの記号を○で囲むこと。

ア	法定義務のある企業であり、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく法定雇用義務を達成している。	ウ	法定義務のない企業だが、障がい者を雇用している。
イ	法定義務のある企業だが、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく法定雇用義務を達成していない。	エ	法定義務のない企業であり、障がい者を雇用していない。

※ 法定義務のある企業については、公共職業安定所へ提出した直近の障害者雇用状況報告書の写しを、法定義務のない企業については、障害者手帳の写し及び雇用保険被保険者証の写しを添付すること。

### 2. 安全管理

過去1年間に安全管理の措置が不適切なことを事由とした、会津若松市工事等入札参加停止措置基準による入札参加停止措置を受けていないかどうか。

該当するものの記号を○で囲むこと。

ア	過去1年間に 入札参加停止措置を 受けていない	イ	過去1年間に 入札参加停止措置を 受けた
---	----------------------------	---	-------------------------

### 3. 環境への配慮

I S O 14001 の認証取得の有無 (該当する方を○で囲むこと。)	有      ・      無
---	-----------------

※ 認証書の写しを添付すること。

### 4. 地元業者の活用

該当するものの記号を○で囲むこと。

申請者の地域区分	記号	地元業者で施工可能な割合
申請者が 市内又は準市業者 の場合	ア	請負金額の 80%以上
	イ	請負金額の 60%以上から80%未満
	ウ	請負金額の 60%未満
申請者が 市外業者 の場合	エ	請負金額の 50%以上
	オ	請負金額の 50%未満

### 5. 本店等の所在地

会津若松市内に本店、支店等の所在の有無及び本店、支店等の別 (該当するものを○で囲むこと)	・有 (本店) ・有 (支店等) ・無
--	---------------------------

### 6. ボランティア活動

過去3年間以上継続して、会津若松市の区域内でボランティア活動を実施した実績の有無 (該当する方を○で囲むこと。)

有 ・ 無

以下、活動実績「有」の場合に記入すること。

① ボランティア活動の内容	
② 活動時期	
③ ボランティア活動場所	

※ 活動状況を客観的に証明できる書類を添付すること。(地域の証明、写真、感謝状、新聞記事等)

### 7. 次世代育成支援 (福島県次世代育成支援認証制度の認証)

該当する方を○で囲むこと。

① 「働く女性応援」の認証の有無	有 ・ 無
② 「仕事と生活の調和」の認証の有無	有 ・ 無

※ 認証書の写しを添付すること。

### 8. 新分野進出

平成13年4月1日以降に建設業以外の分野への進出実績の有無  
 (該当する方を○で囲むこと。)

有 ・ 無

以下、進出実績「有」の場合に記入すること。

① 平成13年4月1日以降に建設業以外の新分野へ進出した内容	
② 進出時期	

※ 新分野進出状況を証明する書類を添付すること。(福島県建設業新分野進出企業事業の認定書写し以外の場合は現在も事業を継続していることが分かる資料を添付すること。)

## 9. 除雪活動

過去3年間における会津若松市との除雪契約実績又は過去3年間における会津若松市社会福祉協議会の除雪ボランティアへの登録実績の有無

(該当する方を○で囲むこと。※有の場合は、契約年度又は登録年度を記載すること。)

① 除雪活動の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有 (会津若松市との除雪契約実績)</li> <li>・有 (会津若松市社会福祉協議会の除雪ボランティアへの登録実績)</li> <li>・無</li> </ul>
② 契約年度又は登録年度	

※ 会津若松市との除雪契約書等の写し、又は会津若松市社会福祉協議会の除雪ボランティアへの登録実績が証明できる書類等を添付すること。

## 10. 災害協定

該当する方を○で囲むこと。

※ 有の場合は、会津若松市と災害協定締結をしている団体名等を記載すること。

会津若松市との災害協定締結の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有 (団体名等： )</li> <li>・無</li> </ul>
------------------	---

※ 協定書及び団体への加入等が証明できる書類を添付すること。

## 11. 消防団への加入状況

会津若松市の消防団に過去1年間以上継続加入している者(継続加入中の者)を1年以上継続雇用している実績の有無

(該当する方を○で囲むこと。)

有 ・ 無

以下、雇用実績「有」の場合に記入すること。

消防団に継続加入している社員	氏名 (ふりがな)	生年月日

※ 恒常的な雇用関係が分かる書類を添付すること。なお、当該社員の消防団への加入状況については、契約検査課より市担当課へ照会し、確認します。

## 12. 男女共同参画の推進

過去における会津若松市男女共同参画推進事業者表彰での受賞実績の有無  
(該当する方を○で囲むこと。)

有 ・ 無

以下、受賞実績「無」の場合に記入すること。

会津若松市男女共同参画推進条例に基づいた男女共同参画推進の取組実績の有無  
(該当する方を○で囲むこと。)

有 ・ 無

以下、取組実績「有」の場合に記入すること。

該当する方を○で囲むこと。

取組	項目	実施の有無
(1) 育児や介護等を行なう社員の「仕事」と「家庭」の両立支援の取組	①結婚又は出産退職等の雇用慣行の見直し (※慣行がない場合を含む)	有 ・ 無
	②出産後（育児休暇取得後）の待遇保障	有 ・ 無
	③短時間勤務の制度	有 ・ 無
	④フレックスタイム制	有 ・ 無
	⑤始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げ	有 ・ 無
	⑥所定外労働をさせない制度	有 ・ 無
	⑦事業所内の託児施設の措置運営	有 ・ 無
	⑧育児・介護休業者復帰プログラムの実施	有 ・ 無
	⑨再雇用の支援	有 ・ 無
	⑩看護休暇の制度	有 ・ 無
(2) セクシュアル・ハラスメント防止に関する取組について	①方針を服務規程に明記	有 ・ 無
	②研修の実施	有 ・ 無
	③啓発（社内報、パンフレット等の配布など）	有 ・ 無
	④相談窓口の設置	有 ・ 無
	⑤実態調査の実施	有 ・ 無

※ 取組状況が分かる書類を添付すること。（社則等）

### 13. 新卒者・離職者の雇用実績

過去1年間以内に市の区域内に住所を有する新卒者又は離職者を1名以上雇用（正規雇用）している実績の有無  
（該当する方を○で囲むこと。）

有 ・ 無

以下、雇用実績「有」の場合に記入すること。

新卒者又は離職者の雇用状況	
① 氏名	
② 現住所	会津若松市
③ 卒業（中退）又は離職年月日	
④ 雇用年月日	

※ 該当者が新卒者又は離職者であること、その者が1年以内に正規雇用となった従業員であること、市の区域内に住所を有することを証明できる資料を添付すること。（以下の①から③までの書類。①卒業証書又は解雇通知書等の写し。②雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写し。③現住所が確認できる書類）

### 14. 雇用の維持・確保

基準日における正規雇用従業員数と1年前における正規雇用従業員数（いずれも会社法（平成17年法第86号）に定める役員は従業員には含めない。）について、該当する方を○で囲むこと。

・ 増えている  
・ 同数  
・ 減っている

以下、「増えている」又は「同数」の場合に記入すること。

基準日における正規雇用従業員数	1年前における正規雇用従業員数

※ 基準日と1年前の正規雇用の従業員数がそれぞれ確認できる社員名簿等の書類を添付すること。

（注） 記載事項の基準日は、入札公告日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、記載にあたっては、別に示す「総合評価方式関係記載留意事項」を確認すること。





第5号様式 (その2) (第6条関係) 商号又は名称 ( 号 号 号 )

**施工計画書 (各種管理計画、環境配慮、施工上の工夫)**

1	<u>2 工程管理計画</u>	<u>4 安全管理計画</u>
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21	<u>3 品質管理計画及び出来形管理計画</u>	<u>5 環境配慮</u>
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		<u>6 施工上の工夫 (環境配慮を除く)</u>
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		

商号又は名称（ ）

### 技術提案書

○工事番号：第 号 ○工事名：

評価項目	
提案の概要(項目)	具体的な施策
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	○利用条件
42	
43	
44	
45	

